

## 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会ホームページバナー広告募集要領

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会では、ホームページ掲載のバナー広告を募集します。

URL <http://www.sagamiharashishakyo.or.jp/>

- 1 掲載位置      トップページ下段  
    ※バナーはトップページ中段右側へもページを出入りするたびにランダムに掲載されます。
- 2 募集件数      10 枠
- 3 掲載内容      保健・福祉・医療・教育等の広告または社会貢献活動を行っている企業等の広告で、本ホームページの公共性と品位を損なうことなく、また、第三者に不利益を与える恐れのないものとし、予め本会の承認を得た広告
- 4 トップページアクセス件数      月間平均 約 4,500 件  
    ※平成 27 年度 1 年間の総数 約 54,000 件
- 5 広告掲載料  
    6 か月      1 枠あたり      25,000 円 (税込)  
    12 か月      "              40,000 円 (税込)  
    ※上記掲載料へは法人賛助会員 (年間一口 10,000 円) が含まれます。
- 6 広告の掲載期間      最長 1 年 (12 か月)      半年単位で継続できます。
- 7 広告の規格
  - (1) サイズ              縦 60 ピクセル 横 120 ピクセル
  - (2) 形式                GIF(アニメ不可)、JPEG、PNG
  - (3) その他              アニメーション、ロールオーバー他画像が変化するものは不可
- 8 掲載できない広告の内容
  - (1) 市社協ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なう恐れのあるもの
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に掲げる営業に該当するもの
  - (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
  - (4) 青少年の健全育成に反するもの
  - (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
  - (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - (7) 以上に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと会長が認めるもの

## 9 広告掲載の申込み

掲載希望者は、別紙相模原市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載申込書に必要な事項を記載の上、掲載しようとする広告案の原稿及び法人住民税の納税証明書（新規のみ）を添えて、申し込むものとする。

(1)市区町村民税の納税証明書（納期限が経過しているもの）

- ・ 申込者が法人の場合、本社所在地の法人住民税納税証明書
- ・ 所在地が東京 23 区内の場合は、都税事務所の発行する法人住民税納税証明書
- ・ 申込者が自営業者か、個人の場合、代表者の個人住民税納税証明書

(2) 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

## 10 掲載の受付先

社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会 総務課  
〒252-0236 神奈川県相模原市中央区富士見 6-1-20  
電話：042-730-3888  
FAX：042-759-4382  
E-mail: [soumu@sagamiharashishakyo.or.jp](mailto:soumu@sagamiharashishakyo.or.jp)

※申込に関する手続き等の説明は受付の際、ご説明いたします。